

平成21年3月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 督促処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成21年2月6日

判 決

原告	X
被告	国
処分行政庁	東京国税局長

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

東京国税局長が原告に対して平成19年4月9日付けでしたAの相続税についての連帯納付義務に係る督促処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、東京国税局長から、共同相続人が滞納した相続税について、相続税法34条1項に規定する連帯納付義務に係る督促処分を受けた原告が、上記共同相続人に対する徴収手続に著しい怠慢があるため、原告から滞納相続税を徴収することは国税徴収権の濫用に当たり、上記督促処分は違法である旨主張して、その取消しを求める事案である。

2 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠(枝番のあるものは特記しない限り枝番を含む。)及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる

事実等はその旨付記しており、それ以外の事実は当事者間に争いがない。

(1) B（以下「B」という。）は、平成2年9月24日、死亡した（以下、この死亡により発生した相続を「本件相続」という。）

本件相続に係る相続人は、Bの二男であるA（以下「A」という。）、同四男であるC（以下「C」という。）及び同孫である原告の3名（以下、この3名を併せて「本件相続人ら」という。）であった（なお、原告は、Bの長男であるDの代襲相続人である。）。（乙1、弁論の全趣旨）

(2) 本件相続人らは、練馬東税務署長に対し、平成3年3月22日、本件相続に係る相続税の申告書を提出した。（乙1）

(3) Aは、練馬東税務署長に対し、平成3年3月25日、本件相続に係る納付すべき税額の全額（7154万1000円）について、平成4年法律第16号による改正前の相続税法39条1項に基づき延納の許可を申請した（以下、この申請を「本件延納申請」という。）（乙2）。

練馬東税務署長は、平成3年6月17日、本件延納申請について、平成4年法律第16号による改正前の相続税法38条1項及び4項に基づき、原告所有に係る土地及びA所有に係る建物（以下、これらの土地及び建物を併せて「本件土地建物」という。）を担保に徴した上で、本件相続に係るAの納付すべき税額7154万1000円の延納を許可した（以下、この延納許可を「本件延納許可」という。）。本件延納許可において定められた分納税額（利子税を含む）及び分納期限は、以下のとおりである（乙3、4）

期間	分納税額	分納期限
第1回	701万1900円	平成4年3月25日
第2回	683万9000円	平成5年3月25日
第3回	666万7200円	平成6年3月25日
第4回	649万5400円	平成7年3月27日

第5回	632万4000円	平成8年3月25日
第6回	615万2200円	平成9年3月25日
第7回	598万0300円	平成10年3月25日
第8回	580万9000円	平成11年3月25日
第9回	563万7100円	平成12年3月27日
第10回	546万5300円	平成13年3月26日
第11回	529万3900円	平成14年3月25日
第12回	512万2100円	平成15年3月25日
第13回	495万0200円	平成16年3月25日
第14回	477万8400円	平成17年3月25日
第15回	460万7000円	平成18年3月27日
第16回	443万5200円	平成19年3月26日
第17回	426万3400円	平成20年3月25日
第18回	409万2000円	平成21年3月25日
第19回	392万0200円	平成22年3月25日
第20回	374万8300円	平成23年3月25日
計	1億0759万2100円	

(4) 練馬東税務署長は、本件相続に係る相続財産の評価額の一部に誤りがあつたなどとして、本件相続に係る本件相続人らの納付すべき税額をいずれも減額する旨の更正（以下「本件減額更正」という。）をし、本件相続人らに対し、平成6年11月25日付けで、本件減額更正に係る通知書を送付した。これにより、本件相続に係るAの納付すべき本税額は、7131万8000円に減少した。（乙6）

(5) 練馬東税務署長は、Aの申出により、平成13年3月30日、Aの相続税

及び利子税を担保するため、Aが購入したマンション（以下「本件マンション」という。）に抵当権を設定した上で、本件土地建物に係る抵当権を抹消した。（乙3、9の1、9の2）

（6）練馬東税務署長は、Aが分納税額の一部を滞納し、また、次回以降の分納税額についても納付の見込みがないとして、平成18年2月13日、相続税法40条2項に基づき、本件延納許可を取り消した。（乙11）

（7）練馬東税務署長は、平成18年3月27日、本件相続に係るAの滞納国税について、国税通則法（以下「通則法」という。）43条3項に基づき、東京国税局長へ徴収の引継ぎをした。（弁論の全趣旨）

（8）東京国税局長は、原告及びCに対し、平成19年4月9日付けで、通則法37条1項に基づき、Aが滞納していた相続税及び利子税の合計額である3803万5376円（以下「本件滞納税額」という。）について、相続税法34条1項に規定する連帯納付義務に係る督促処分をした（以下、原告に係る督促処分を「本件督促処分」という。）。（甲1、弁論の全趣旨）

（9）原告は、東京国税局長に対し、平成19年4月19日、本件監督処分について異議申立てをしたが、東京国税局長は、同年6月29日、これを棄却する旨の決定をした（乙13）

また、原告は、国税不服審判所長に対し、平成19年7月12日、本件督促処分について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同20年2月14日、これを棄却する旨の裁決をした（甲2、乙14）。

（10）原告は、平成20年8月15日、本件督促処分の取消しを求める本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

（11）Aが滞納していた本件滞納税額は、平成20年12月9日の時点において、完納されて消滅している。（乙20）

3 争点

（1）訴えの利益の有無（本案前の争点）

本件滞納税額が完納された現時点において、原告に本件督促分の取消しを求める訴えの利益があるといえることができるか。

(2) 本件督促処分の違法性の有無

本件督促処分は、Aに対する徴収手続に著しい怠慢がある点などにおいて国税徴収権の濫用に当たるとして、違法であるといえることができるか。

4 当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (訴えの利益の有無) について

(原告の主張)

原告は、本件督促処分により、本件督促処分に係る本件滞納税額を完納しなければ滞納処分を受けるといふ地位に立たされる。本件督促処分が取り消されなければ、原告は本件滞納税額の納付を拒否することができないし、また、被告に対して本件滞納税額に係る国税債権の不存在の確認を求めたり、納付した本件滞納税額の返還を求めることができない。

したがって、本件督促処分に係る本件滞納税額の全部が納付された現時点においても、原告の本件督促処分の取消しを求める訴えの利益は消滅していない。

(被告の主張)

Aの滞納相続税が完納されたことにより、本件滞納税額を完納しなければ滞納処分を受けるといふ地位に立たせるといふ本件督促処分の法的効果は既に消滅した。

したがって、原告の本件督促処分を取り消す訴えの利益は消滅した。

(2) 争点(2) (本件督促処分の違法性の有無) について

(原告の主張)

Aは本件延納許可後10年間にわたり、本件相続に係る分納税を滞納した。Aが分納税を納付する能力がないことは調査をすれば容易に判明したのであるから、練馬東税務署長は、早期に本件延納許可を取り消し、本件土地建物

から税額を回収すべきであった。

また、本件土地建物に代わって担保に供された本件マンションは、明らかに担保としての価値が不足するものであった。練馬東税務署長は、Aが本件マンションを購入するために本件土地建物を売却する際、本件延納許可を取り消し、その売却代金から税額のすべてを回収すべきであった。

このように、本件督促処分は、Aの延納税の徴収手続に著しい怠慢があり、又はAの利益を図る目的をもってされたものであるから、国税徴収権の濫用に当たるものであって、違法である。

(被告の主張)

Aが本件延納許可後、5年間にわたり分納税を納付しなかったことから、練馬東税務署長は、Aに対して弁明を求めたところ、Aが本件土地建物を売却してその売却代金から納付する予定である旨申し出たことから、直ちに本件延納許可を取り消すのではなく様子を見守ることにした。

また、本件土地建物の売却時には、本件延納許可が取り消されていなかったことから、分納税全額の回収をすることはできなかった。

そして、Aは、本件土地建物の売却代金から当該時点までの滞納税を納付したものの、その後、更に5年間にわたり分納税を滞納したことから、練馬東税務署長は、平成18年2月13日、本件延納許可を取り消した上、同年3月7日、本件マンションの差押えをしている。

このように、練馬東税務署長がAに対する徴収手続を怠っていたという事実はないから、本件督促処分が徴収権の濫用となることはない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (訴えの利益の有無)について

- (1) ア 通則法37条による督促処分は、滞納処分の前提となるものであり、督促処分を受けたときは、納税者は、一定の日までに督促処分に係る国税を完納しなければ滞納処分を受ける地位に立たされることになる(通

則法40条、国税徴収法47条参照)

しかしながら、督促処分がされた後に、当該督促処分に係る国税が完納された場合には、納税者は、もはや当該督促処分に基づいて滞納処分を受ける地位に立たされることはなくなるのであるから、その場合には、もはや納税者に当該督促処分の取消しを求める利益があるということとはできないというべきである。

イ 前記前提事実のとおり、原告は、東京国税局長から平成19年4月9日付けで本件滞納税額について督促処分を受けたものの、本件滞納税額は、同20年12月9日の時点において、既に完納されて消滅している。

そうすると、原告は、もはや本件督促処分に基づいて滞納処分を受ける地位に立たされることはなくなったといえることができるから、現時点において、原告に本件督促処分の取消しを求める利益があるということとはできない。

(2) 原告は、本件督促処分が取り消されなければ納付した本件滞納税額の返還を求めることなどができないから、原告には本件督促処分の取消しを求める利益がある旨主張する。

しかしながら、相続税法34条1項に規定する連帯納付義務は、同法が相続税徴収の確保を図るため、相互に各相続人等に課した特別の責任であって、その義務履行の前提条件をなす連帯納付義務の確定は、各相続人等の固有の相続税の納税義務の確定という事実と照応して、法律上当然に生ずるものであって(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同55年7月1日第三小法廷判決・民集34巻4号535頁参照)、督促処分により連帯納付義務が成立ないし確定するわけではない。そうすると、本件督促処分が取り消されることによって、本件滞納税額の返還等を求めることができることになるものといえることはできず、本件督促処分が返還請求等の法律上の妨げとなるものとは解されない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

2 以上のとおり、原告に本督促処分の取消しを求める訴えの利益があるということ
ことはできないのであるから、本件督促処分の取消しを求める本件訴えは不適
法であるといわざるを得ない。

第4 結論

よって、本件訴えは不適法であるから、これを却下することとし、訴訟費用の
負担につき、行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決
する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原則彦

裁判官 松下貴彦

裁判官 島田尚人